

令和 6 年度 運営指導における主な指導事例 (特定施設入居者生活介護に関する事項)

1 運営基準

(1) 特定施設入居者生活介護の取扱方針について

【事例】

身体拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき項目に漏れがある。

ア 指針には次のような項目を盛り込むこととする。

- ✓ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ✓ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ✓ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ✓ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ✓ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ✓ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ✓ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(2) 口腔衛生の管理について

【事例】

口腔衛生管理体制に係る計画が作成されていない。

ア 歯科医師等からの技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する必要があります。

- ✓ 助言を行った歯科医師
- ✓ 歯科医師からの助言の要点
- ✓ 具体的方策
- ✓ 当該施設における実施目標
- ✓ 留意事項・特記事項

2 介護報酬

(1) 協力医療機関連携加算について

【事例】

施設において協定等を結んでいる協力医療機関ではない医療機関（入所者のかかりつけ医等）に入所者の情報を提供していることをもって、当該加算を算定している。

ア 入所者の同意を得て、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を概ね月 1 回以上開催する必要があります。

【事例】

施設の協力医療機関が診療を行っているものの、当該医療機関が「宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年 3 月 22 日条例第 5 号）（以下「条例」という。）第 234 条第 2 項各号に定める要件を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしている場合の単位数で算定している。

ア 協力医療機関が条例第 234 条第 2 項各号に規定する要件を満たしている場合には 100 単位、それ以外の場合には 40 単位を算定してください。